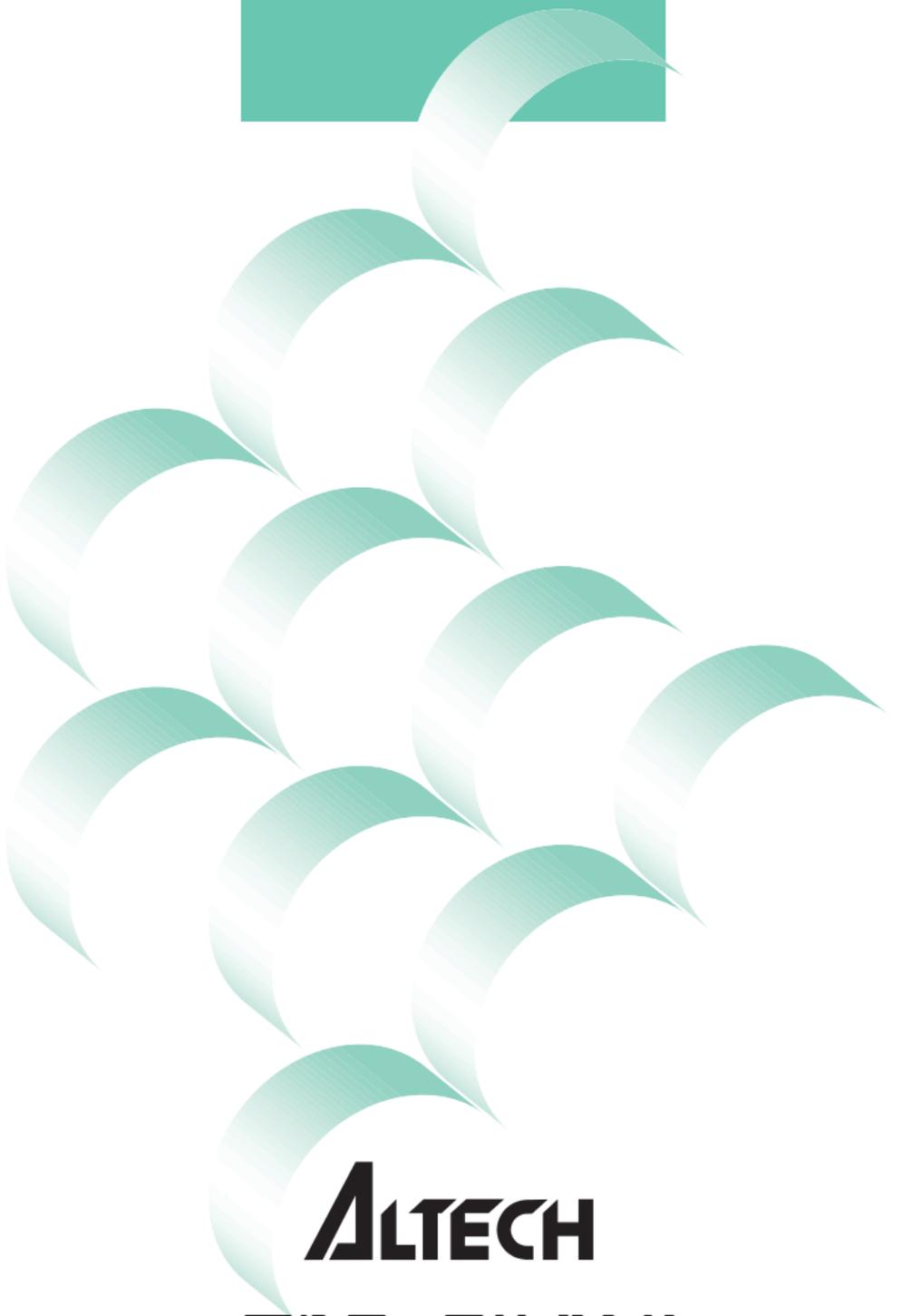


第30期 営業のご報告

平成16年12月1日から
平成17年11月30日まで



ALTECH
アルテック株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ここに当社第30期（平成16年12月1日から平成17年11月30日まで）の営業の概要をご報告申し上げます。

当期におけるわが国の経済は、海外経済の拡大にともなう輸出増加を背景に企業収益が高水準で推移するも、民間設備投資が増加し、雇用人所得も雇用と賃金の改善を反映して緩やかな増加を続け、個人消費は底堅く推移いたしました。

このような経営環境のなかで、当社グループは既存商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応し、変化を先取りした提案型営業活動を強力に推進してまいりました。

また、産業構造のグローバル化に対応するためアジア地域を一つの有力な経済圏として捉え、その中心となる中国において、飲料容器および食品容器のペットボトル用プリフォームの生産・販売に続き、当期におきましてはプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場を建設いたしました。

この結果、売上高につきましては、紙関連分野およびその他の分野が前期を下回りましたが、プラスチック関連分野、印刷関連分野および情報メディア関連分野が前期を上回ったため、全体としての連結売上高は、326億7千1百万円（前期比8.0%増）となりました。

利益面につきましては、損失計上となりました。連結売上総利益については、国内において、受注段階から付加価値の高い案件の獲得に努めましたが、利率の高い大型機械の受注案件が納期遅れや検取遅れにより売上に結びつかなかったことに加え、ペットボトル用レジン販売等の低利益率の案件が増加いたしました。また、海外において、蘇州（子法人等）および広州（子法人等）におけるペットボトル用プリフォームの生産稼働が固定費を回収するまでに至らなかったことに加え、蘇州（子法人等）におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立上準備費用負担が生じました。これらの要因により連結売上総利益率は10.3%と前期比2.3ポイント悪化いたしました。

連結営業損益は、低コスト経営に努め、販売費及び一般管理費の縮減に努めてまいりましたが、グループの規模が拡大するなかで、人件費、広告宣伝費、旅費交通費等が増加したことにより、5億1千2百万円の損失（前期は3億6千5百万円の連結営業利益）となりました。

連結経常損益は、中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等により、7億5千8百万円の損失（前期は2億8千万円の連結経常利益）となりました。

連結当期純損益は、投資有価証券売却益、売買契約解約違約金等の特別利益を2億4千8百万円計上したものの、投資有価証券売却損等の特別損失を2千4百万円計上した他、法人税等の負担が2億1千9百万円生じたため、7億6千7百万円の損失（前期は2億5千1百万円の連結当期純損失）となりました。

今後の見通しにつきましては、日本経済は海外経済の拡大を背景に、輸出増加を続けていくとみられます。国内民間需要も過剰設備・過剰債務などの構造的な調整圧力が概ね払拭され、高水準の企業収益や個人所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していくものとみられます。

当社グループは、日本経済が大きな構造変化の過程にあるなかで業績を伸ばすには、経営環境の変化を先取りしたより高付加価値の商品・サービス、事業を創出することが重要な課題だと認識しております。

国内におきましては、当社グループの創業以来のコアビジネスである産業機械事業のさらなる強化を図り、より効率的に経営資源を投下し、安定的な収益源として成長させていきます。

海外におきましては、中国現地法人（蘇州、広州、深圳）における飲料容器および食品容器用ペットボトルプリフォーム・プラスチックキャップの生産・販売ならびに飲料充填事業を早期に安定軌道に乗せ、収益源をグローバル化し、高い成長を維持できる基盤を築いてまいります。

また、当社は、持株会社としてアルテックグループ全体の経営戦略立案、各事業会社に対する監督およびサービス提供等を行い円滑なグループ運営とグループ全体の企業価値の最大化を一層追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成18年2月

代表取締役社長

田中 利浩

商品等分野別営業の概況

商品等分野別営業の概況は、次のとおりであります。

プラスチック関連分野

プラスチック関連分野につきましては、リサイクル関連機械の売上が納期遅れや検収遅れにより前期実績に比べ大幅に下回ったものの、シート押出機・真空蒸着機やペットボトル用原料のレジンおよびリサイクルパレットの販売が好調で前期実績を大幅に上回ったこと、ペットボトル用プリフォームの売上が増加したことにより、売上高は185億7千9百万円（前期比13.9%増）となりました。

紙関連分野

紙関連分野につきましては、大型紙加工成形機の受注が低調だったため、売上高は前期実績を大幅に下回り2億1百万円（前期比74.4%減）となりました。

印刷関連分野

印刷関連分野につきましては、当社開発の昇華型デジタルプリンタ「メガピクセルⅢ」および印画紙等の消費材の売上が増加したこと、フレキシ印刷機および印刷資材が前期実績を大幅に上回ったことにより、売上高は37億1千8百万円（前期比28.2%増）となりました。

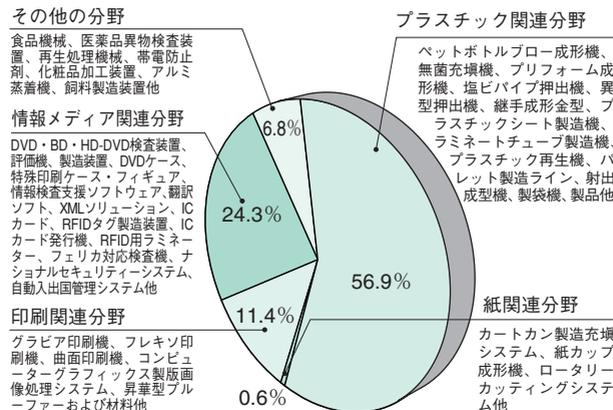
情報メディア関連分野

情報メディア関連分野につきましては、好調を維持してきたDVD用ケースおよびCD検査装置、CD評価機、DVD製造装置等が前期実績をわずかに下回ったものの、ICカード関連をはじめとして情報マネージメント、デジタルネットワーク、セキュリティソリューション等の分野が増加に転じたことにより、売上高は79億3千9百万円（前期比6.3%増）となりました。

その他の分野

その他の分野につきましては、理化学機器・半導体エレクトロニクスのナノテクノロジー関連、医療・医薬品関連および帯電防止システム関連が前期実績を上回ったものの、食品機械関連が前期実績を大幅に下回ったことにより、売上高は22億3千1百万円（前期比19.3%減）となりました。

商品等分野別売上高比率



企業集団の資金調達状況

当期におきましては、運転資金のほか、主に蘇州および広州の中国現地法人2社のペットボトル用プリフォーム生産設備、プラスチックキャップ生産設備、飲料充填設備投資資金ならびに深圳の中国現地法人への投資資金に充当するため、総額35億1千9百万円の長期銀行借入れを実行し、また、総額20億円の新株予約権付社債を発行いたしました。

その他、機動的・効率的な資金調達を目的に取引銀行との間で貸出コミットメント契約を締結しており、当期末における借入未実行残高は18億4千万円であります。

企業集団の設備投資状況

当期における設備投資額は32億6千1百万円であります。その主なものは、蘇州および広州の中国現地法人2社のペットボトル用プリフォーム生産設備、プラスチックキャップ生産設備および飲料充填設備への投資28億2千万円であります。

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

項目	期別	第27期	第28期	第29期	第30期(当期)
		平成13年12月1日から平成14年11月30日まで	平成14年12月1日から平成15年11月30日まで	平成15年12月1日から平成16年11月30日まで	平成16年12月1日から平成17年11月30日まで
売上高(百万円)		28,065	28,809	30,237	32,671
経常利益又は経常損失(△)(百万円)		416	△444	280	△758
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)		218	△663	△215	△767
1株当たりの当期純利益又は当期純損失(△)		21円70銭	△65円88銭	△28円53銭	△76円46銭
総資産(百万円)		24,461	24,041	26,578	29,721
純資産(百万円)		9,671	8,806	8,509	7,777

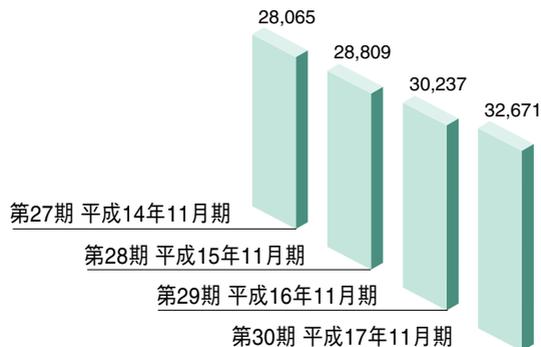
(注)1. 第28期より1株当たり当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

2. 第27期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連およびリサイクル関連ならびに情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。また、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長により売上総利益率が低下するほか、持分法投資利益の悪化、有価証券売却損および投資有価証券評価損等が発生しましたが、販売費及び一般管理費の節減、退職給付制度の廃止による退職給付引当金取崩れおよび関係会社の事業整理に伴う連結決算上の投資有価証券売却益等が発生したため増益となりました。

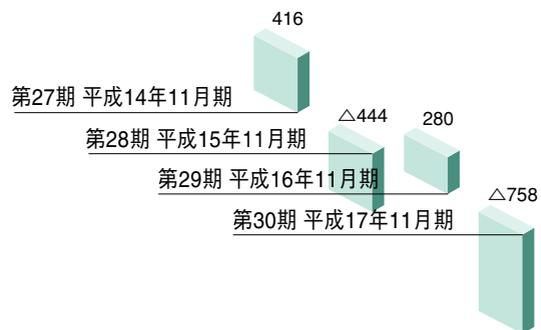
3. 第28期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連資材および情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長に加えて、お客様機械の保守費用の負担が生じたこと等により売上総利益率が低下しました。また、貸倒懸念の営業債権に対する貸倒引当金の計上および中国現地法人の営業負債額が下り不採算事業の整理に伴う事業整理損の計上等により損失となりました。

4. 第29期につきましては、情報メディア関連分野およびその他の分野の食品機械関連、帯電防止剤関連が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、蘇州および広州の中国現地法人2社における生産ラインの不具合発生のため本格生産稼働が遅れたこと、これら中国現地法人の生産設備投資のための有利子負債の増加に伴う支払利息の増加および開業費償却の発生等に加え、投資有価証券評価損、役員退職慰労金および訴訟和解金の計上、ならびに繰延税金資産の回収可能性をより保守的に見直し法人税等調整額の計上を圧縮したこと等により損失となりました。

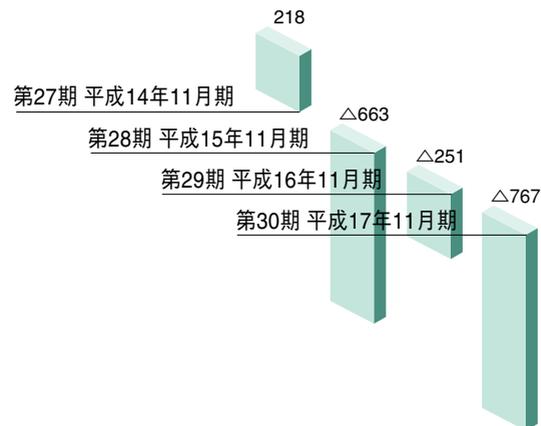
売上高 百万円



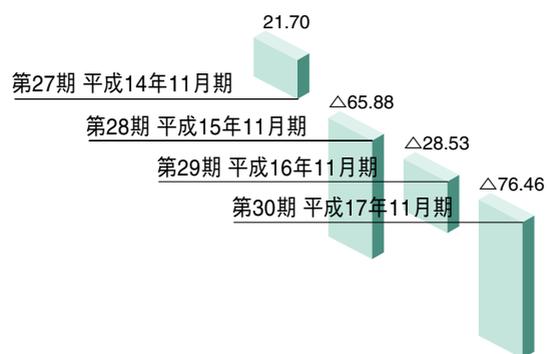
経常利益又は経常損失 (△) 百万円



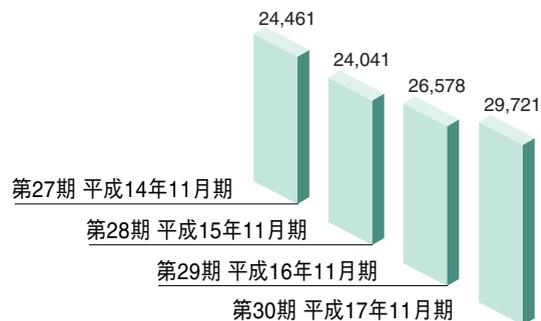
当期純利益又は当期純損失 (△) 百万円



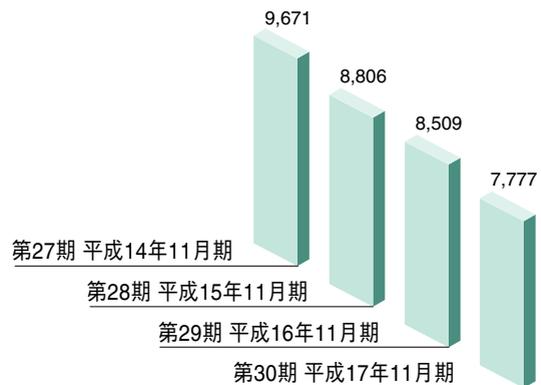
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 円



総資産 百万円



純資産 百万円



連結貸借対照表 (平成17年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,568,209	流動負債	13,200,283
現金及び預金	3,404,620	支払手形及び買掛金	5,003,060
受取手形及び売掛金	6,468,634	短期借入金	3,785,589
たな卸資産	1,447,398	未払費用	796,411
前渡金	1,156,379	未払法人税等	79,487
繰延税金資産	123,195	前受金	1,892,168
その他	991,072	設備関係支払手形	47,532
貸倒引当金	△ 23,092	その他	1,596,032
固定資産	16,153,332	固定負債	8,681,102
有形固定資産	12,310,059	社債	100,000
建物及び構築物	3,261,782	新株予約権付社債	1,782,000
機械装置及び運搬具	2,815,897	長期借入金	6,723,806
土地	3,887,295	繰延税金負債	8,480
建設仮勘定	1,664,574	その他	66,816
その他	680,508	負債合計	21,881,385
無形固定資産	62,625	(少数株主持分)	
投資その他の資産	3,780,646	少数株主持分	62,883
投資有価証券	1,532,470	(資本の部)	
長期貸付金	145,523	資本金	4,023,423
繰延税金資産	381,767	資本剰余金	4,563,088
保険積立金	717,384	利益剰余金	△ 556,398
その他	1,081,779	株式等評価差額金	64,693
貸倒引当金	△ 78,279	為替換算調整勘定	△ 95,442
資産合計	29,721,541	自己株式	△ 222,092
		資本合計	7,777,271
		負債、少数株主持分及び資本合計	29,721,541

連結損益計算書 (平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	32,671,369	32,671,369
営業費用		
売上原価	29,286,113	
販売費及び一般管理費	3,897,879	33,183,993
営業損失		512,623
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	52,445	
受取配当金	5,788	
持分法による投資利益	4,999	
不動産賃貸収入	34,126	
為替差益	447,201	
その他の営業外収益	67,331	611,892
営業外費用		
支払利息	233,093	
デリバティブ評価損	485,328	
その他の営業外費用	139,811	858,233
経常損失		758,964
(特別損益の部)		
特別利益		
貸倒引当金戻入益	40,592	
固定資産売却益	798	
投資有価証券売却益	119,339	
持分変動損益	8,238	
売買契約解約違約金	79,348	248,317
特別損失		
固定資産除却損	9,633	
投資有価証券売却損	10,727	
投資有価証券評価損	1,999	
会員権売却損	2,000	24,360
税金等調整前当期純損失		535,006
法人税、住民税及び事業税	117,348	
法人税等調整額	102,028	219,376
少数株主利益		12,772
当期純損失		767,156

(連結計算書類作成のための基本となる事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子法人等 14社
アルテックエービーエス㈱、アルテックコミュニケーションズ㈱、アルテックアルト㈱、アルテックエーディーエス㈱、アルテックユーアールエス㈱、アルテックエンジニアリング㈱、アルパレット㈱、アルテックアイティ㈱、アルテックルークス㈱、ALTECH-PLAST AG、ALTECH ASIA PACIFIC CO.LTD.、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司、愛而泰可新材料(広州)有限公司
上記のうち、ALTECH-PLAST AGは平成17年7月13日付をもってALTECH PACKAGING AGから商号を変更したものであります。
- (2) 非連結子法人等 2社
ALTECH U.S.A.INC.、(株)サイクル・アンド・イコール
(連結の範囲から除いた理由)
ALTECH U.S.A.INC.は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。
また、(株)サイクル・アンド・イコールについては、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社 3社
エスコグラフィックス㈱、日本バリソン㈱、愛而泰可新材料(深圳)有限公司
- (2) 持分法を適用しない非連結子法人等 2社
ALTECH U.S.A.INC.、(株)サイクル・アンド・イコール
(持分法を適用しない理由)
ALTECH U.S.A.INC.は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
また、(株)サイクル・アンド・イコールについては、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であるため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社3社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の中間決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

	決算日	中間決算日
・エスコグラフィックス㈱	……………12月31日	6月30日
・日本バリソン㈱	……………3月20日	9月20日
・愛而泰可新材料(深圳)有限公司	……………12月31日	6月30日

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

- 連結子法人等のうちALTECH-PLAST AG及びALTECH ASIA PACIFIC CO. LTD.の決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司及び愛而泰可新材料(広州)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子法人等についても10月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
- ② デリバティブ
時価法によっております。
- ③ 棚卸資産
中国連結子法人等3社を除く連結子法人等11社
個別法による原価法によっております。
中国連結子法人等3社
移動平均法による低価法によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
当社、中国連結子法人等3社を除く連結子法人等11社
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具が2年

～15年であります。

中国連結子法人等3社

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5年～20年、機械装置及び運搬具が5年～10年であります。

- ② 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段
デリバティブ取引(為替予約取引及び金利スワップ取引)
外貨預金
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務
変動金利借入金
- ③ ヘッジ方針
為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引等を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引等については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
- ② 連結納税制度の適用
当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(表示方法の変更)

1. 前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました投資事業組合への出資(前連結会計年度末85,038千円、当連結会計年度末89,095千円)は、証券取引法第2条第2項の改正に伴い、当連結会計年度から投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,821,175千円
2. 非連結子法人等及び関連会社に係る項目	
投資有価証券(株式)	429,515千円
その他の投資その他の資産(出資金)	507,277千円
3. 担保に供している資産	
建物及び構築物	2,103,406千円
土地	3,681,145千円
投資有価証券	62,178千円

4. 貸出コミットメント

- (1) 当社は、関連会社の愛而泰可新材料（深圳）有限公司の増資資金及び運転資金の資金需要に対する機動的・効率的な資金調達を目的に、取引銀行 6 行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	800,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	800,000千円

- (2) 連結子法人等の愛而泰可新材料（広州）有限公司は、運転資金及び設備資金の機動的・効率的な資金調達を目的に、取引銀行 4 行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,740,356千円
借入実行残高	699,500千円
差引額	1,040,856千円

5. 財務制限事項等

- (1) 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成15年7月28日、借入残高1,574,000千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
- 当社の愛而泰可新材料（蘇州）有限公司に対する貸付残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (2) 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月15日、借入残高1,939,000千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
 - 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入極度額800,000千円、借入実行残高—千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
- 愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (4) 連結子法人等である愛而泰可新材料（広州）有限公司の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月28日、借入極度額124,400千円、借入実行残高50,000千円（699,500千円））には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
 - 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

6. 保証債務
国内関連会社 1 社に対する保証債務については、他社による再保証額144,000千円を控除して記載しております。

1,238,170千円

(連結損益計算書注記)

- デリバティブ評価損
デリバティブ評価損485,328千円のうち443,111千円については、連結計算書類作成上、相殺消去された連結会社間取引（当社の外貨建貸付金取引）をヘッジ対象とし、当社が実行したヘッジ手段である通貨スワップ取引に係る評価損であります。
- 売買契約解約違約金
得意先との間で締結していた機械に係る売買契約の解約に伴い受領した違約金であります。
- 1株当たり当期純損失
76円46銭

(税効果会計関係)

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

① 流動の部	
繰延税金資産	
未払事業税	20,761千円
貸倒引当金	10,647千円
未払金	15,412千円
未払費用	23,739千円
繰越欠損金	24,230千円
その他	45,351千円
繰延税金資産小計	140,143千円
評価性引当額	△8,449千円
繰延税金資産合計	131,693千円
繰延税金負債	
未収事業税	8,172千円
未収配当金	325千円
繰延税金負債合計	8,497千円
繰延税金資産の純額	123,195千円

② 固定の部	
繰延税金資産	
固定資産未実現利益	93,751千円
子会社株式 （会社分割に伴う承継会社株式）	64,680千円
貸倒引当金	30,423千円
繰越欠損金	734,678千円
その他	28,230千円
繰延税金資産小計	951,765千円
評価性引当額	△532,780千円
繰延税金資産合計	418,984千円
繰延税金負債との相殺額	△37,217千円
繰延税金資産の純額	381,767千円
繰延税金負債	
株式等評価差額金	45,697千円
繰延税金負債合計	45,697千円
繰延税金資産との相殺額	△37,217千円
繰延税金負債の純額	8,480千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	△40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.1%
住民税等均割額	1.9%
在外連結子法人等適用税率差異	21.5%
繰延税金資産に係る評価性引当て	38.3%
未実現利益に係る税効果会計適用	13.0%
その他	1.9%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	41.0%

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成17年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,981,709	流動負債	5,676,507
現金及び預金	1,301,395	支払手形	42,230
繰延税金資産	9,435	短期借入金	5,240,872
短期貸付金	1,010,152	未払費用	53,761
その他	661,552	未払法人税等	22,116
貸倒引当金	△ 826	その他	317,526
固定資産	19,717,284	固定負債	7,678,657
有形固定資産	5,936,540	社 債	100,000
建物	2,147,398	新株予約権付社債	1,782,000
土地	3,708,185	長期借入金	5,787,739
建設仮勘定	8,160	その他	8,917
その他	72,796	負債合計	13,355,164
無形固定資産	55,536	(資本の部)	
投資その他の資産	13,725,207	資本金	4,023,423
投資有価証券	794,602	資本剰余金	4,563,088
子会社株式	3,943,338	資本準備金	4,563,088
子会社出資金	3,893,020	利益剰余金	947,922
長期貸付金	3,155,015	利益準備金	98,001
繰延税金資産	295,025	任意積立金	650,000
保険積立金	717,384	別途積立金	650,000
その他	1,001,591	当期末処分利益	199,921
貸倒引当金	△ 74,769	株式等評価差額金	31,488
資産合計	22,698,994	自己株式	△ 222,092
		資本合計	9,343,830
		負債及び資本合計	22,698,994

損益計算書

(平成16年12月1日から
平成17年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
子会社業務受託収入	621,873	
子会社不動産賃貸収入	203,887	
子会社配当金収入	454,800	1,280,561
営業費用		
一般管理費	1,089,903	1,089,903
営業利益		190,657
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	115,863	
受取配当金	14,988	
不動産賃貸収入	34,126	
為替差益	43,624	
その他の営業外収益	21,887	230,491
営業外費用		
支払利息	221,345	
支払手数料	69,795	
社債発行費	39,604	
デリバティブ評価損	42,217	
その他の営業外費用	13,558	386,521
経常利益		34,627
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	119,339	
貸倒引当金戻入益	999	120,339
特別損失		
投資有価証券売却損	10,727	
投資有価証券評価損	1,999	
子会社株式評価損	19,619	
会員権売却損	2,000	34,347
税引前当期純利益		120,620
法人税、住民税及び事業税	△ 145,404	
法人税等調整額	66,296	△ 79,107
当期純利益		199,728
前期繰越利益		193
当期未処分利益		199,921

(重要な会計方針)

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
- デリバティブの評価基準
時価法によっております。
- 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、建物が3年～50年であります。
無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段
デリバティブ取引（通貨スワップ取引及び金利スワップ取引）
・ヘッジ対象
外貨建金銭債権債務
変動金利借入金
 - ヘッジ方針
為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。
 - ヘッジ有効性評価の方法
通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。
また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。
- 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- 連結納税制度の適用
当営業年度から連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

- 前営業年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました投資事業組合への出資（前営業年度末85,038千円、当営業年度末89,095千円）は、証券取引法第2条第2項の改正に伴い、当営業年度から投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。
- 前営業年度において「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「支払手数料」は金額の重要性が増したため、当営業年度より区別掲記しております。なお、前営業年度の「支払手数料」は9,799千円であります。

(貸借対照表注記)

- 有形固定資産の減価償却累計額 854,287千円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほかリース契約により使用している電子計算機及び周辺機器等があります。
- 子会社に対する債権・債務
短期金銭債権 1,140,787千円
長期金銭債権 3,002,695千円
短期金銭債務 2,059,962千円
長期金銭債務 252,239千円
- 担保に供している資産
建物 2,097,441千円
土地 3,681,145千円
その他の有形固定資産 5,964千円
投資有価証券 62,718千円
- 貸出コミットメント
当社は、関連会社の愛而泰可新材料（深圳）有限公司の増資資金及び運転資金の資金需要に対する機動的・効率的な資金調達を目的に、取引銀行6行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当営業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
貸出コミットメントの総額 800,000千円
借入実行残高 一十千円
差引額 800,000千円
- 財務制限事項等
 - 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成15年7月28日、借入金残高1,574,000千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
 - 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
 - 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
 - 当社の愛而泰可新材料（蘇州）有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。
また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
 - 当社の株式会社東京三菱銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月15日、借入金残高1,939,000千円）には、下記の財務制限事項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
 - 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
 - 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。
また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入極度額800,000千円、借入実行残高一千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
- ③ 愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

7. 保証債務 8,091,374千円
上記のうち、会社分割により設立した子会社5社に対する保証債務の金額は、5,555,805千円です。また、国内関連会社1社に対する保証債務については、他社による再保証額144,000千円を控除して記載しております。
8. 連帯債務 257,702千円
会社分割により設立した子会社5社が継承した債務についての並存的債務引受けによる連帯債務であります。
9. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は1,936千円です。

(損益計算書注記)

1. 子会社との取引高
一般管理費 104,791千円
営業取引以外の取引高 94,013千円
2. 1株当たり当期純利益 19円91銭

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

① 流動の部	
繰延税金資産	
未払事業税	7,145千円
未払費用	4,210千円
その他	1,883千円
繰延税金資産小計	13,238千円
評価性引当額	△3,478千円
繰延税金資産合計	9,760千円
繰延税金負債	
未収配当金	325千円
繰延税金負債合計	325千円
繰延税金資産の純額	9,435千円

② 固定の部	
繰延税金資産	
子会社株式	64,680千円
(会社分割に伴う承継会社株式)	
貸倒引当金	30,423千円
ゴルフ会員権	14,404千円
繰越欠損金	440,643千円
その他	13,204千円
繰延税金資産小計	563,356千円
評価性引当額	△246,728千円
繰延税金資産合計	316,627千円
繰延税金負債	
株式等評価差額金	21,602千円
繰延税金負債合計	21,602千円
繰延税金資産の純額	295,025千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0%
住民税均等割額	4.0%
外国税額	8.0%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△156.5%
繰延税金資産に係る評価性引当	35.7%
その他	△1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△65.6%

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

利益処分

(単位：円)

科 目	金 額
当期末処分利益	199,921,054
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金 (1株につき12円)	123,549,456
次期繰越利益	76,371,598

取締役会決議による当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針

平成17年11月7日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を以下のとおり決議いたしました。

1 導入の目的

近時、敵対的買収が社会的にも注目され、これに対する買収防衛策の必要性やあり方が検討されている今般の事情に照らし、当社においても、企業価値を維持し、当社株主の皆様を擁護するために、その方針及び制度を検討して設置することが必要と考えた結果、このような大規模買付ルールを定めることといたしました。

2 大規模買付ルールの基本的な考え方

(1) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様への判断に任されるべき問題ではありますが、その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要なかつ十分な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。

この株主の皆様への判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ代替案を表明することもあります。

(2) 当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請及びお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合弁事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの生産技術をもとに、プリフォームやキャップ等の生産を目的とする現地法人を中国の蘇州・広州・深圳に順次設立しております。

(3) このような当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与える大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するに当たっての重要な判断要素と考えております。

- (4) 当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

3 大規模買付ルールの内容

- (1) 大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ〔※1〕の議決権割合〔※2〕を20%以上とすることを目的とする当社株券等〔※3〕の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）をいいます。
- (2) 当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。
- (3) 具体的には、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の検討・判断及び取締役会としての意見作成のために必要かつ十分な情報（「大規模買付情報」といいます。）として、次のとおりの項目の情報を提供していただきます。
- ① 大規模買付者及びそのグループ・関係者の概要
 - ② 大規模買付行為の目的及び内容
 - ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - ④ 大規模買付行為完了後に計画又は意図している経営方針・事業計画

その個々の大規模買付行為のあり方によって、提供を求める大規模買付情報の具体的内容は異なってくることもありえますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社に対して大規模買付ルールを遵守する旨の意思表示の書面の提出を求めます。この意思表示書面には、大規模買付者の名称、住所・設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案される大規模買付行為の概要を適示していただきます。当社としてはこの意思表示書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

- (4) 大規模買付の提案があったこと及び当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部又は一部を開示することとします。

- (5) この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、60日から90日が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます。）として確保されるべきと考えております。

- (6) よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会（人選については後述の6(2)をご参照ください。）の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の取奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値及び株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表明することもあります。

4 防衛策の発動、解除及び維持の条件

- (1) 大規模買付ルールを遵守しただけでなかった場合及び当社に回復しがたい損害が生じることが明らかである場合、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益の保護、企業価値の維持を目的として、株式分割、新株予約権の発行等、商法その他の法律及び当社定款が取締役会として許容する措置を実施し、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置の具体的な内容は、そのときに応じて相当と考えられるものを実行することとなります。この対抗措置が一定の基準日における株主に対して株式分割を行う場合の分割比率は株式分割1回当たり株式1株を最大5株にする範囲内で行います。また、対抗措置が株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述の（参考）記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を考慮した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- (2) 大規模買付ルールは、当社の業務経営に関して影響力を持ち得る規模の当社株式の買付について、当社株主全体の利益を擁護するという考え方に立脚し、株主の皆様はその大規模買付を容認するかの判断のために必要かつ十分な情報をご提供し、現に経営を担っている当社取締役会が評価・検討した意見を公表し、また、代替案の表明を受ける機会を確保するために、導入されるものです。大規模買付行為が、グリーンメーリングや会社の重要資産の取奪や資産流用、高配当の強要を目的とするなど、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかでない限り、大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会の判断だけで大規模買付行為に対抗するものではありません。

- (3) 当社取締役会としては、大規模買付ルールの導入及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置については、当社株主全体の利益・企業価値を擁護するための相応かつ適切な対応であると考えます。

対抗措置により、結果的に大規模買付ルール不遵守の買付者に経済的損害を含む不利益を発生させる可能性があることとなりますので、大規模買付行為を準備されている方に対しては、当該ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないよう、予め注意喚起しておきます。

5 株主及び投資家に与える影響

- (1) 株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいります。大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

- (2) 株式分割や新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日までには名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

6 大規模買付ルール導入の方法及び今後の方針

- (1) 大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取締役9名及び当社監査役3名（うち2名は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に規定する社外監査役）の全員が出席した上、全会一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。
- (2) 株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、社外監査役2名（うち1名は現在弁護士が就任しております。）の他、会社経営に関する有識者2名、公認会計士1名とし、具体的な人選は、平成17年12月22日開催の取締役会において選任しております。
- (3) 当該大規模買付ルールを継続するかどうかについては、定時総会后、最初に開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。

〔※1〕 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）又は買付等（証券取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）及び特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

〔※2〕 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社その時点での発行済全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

〔※3〕 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(参考) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

- 1 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
- 2 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。
- 3 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数については、2,000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
- 4 各新株予約権の発行価額
無償とする。
- 5 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める額とする。
- 6 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 7 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

1. アルテック株式会社

設立年月日 昭和51年5月15日

資本金 4,023,423千円

従業員 29名(グループ全体624名)

所在地 東京都新宿区四谷四丁目4番地1

2. 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
アルテックエーピーエス(株)	100百万円	100.0%	パッケージング・印刷関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックコミュニケーションズ(株)	100百万円	100.0%	プラスチック加工関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックアルト(株)	100百万円	100.0%	ペットボトル・紙加工関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックエーディーエス(株)	100百万円	100.0%	情報メディア関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックエーアールエス(株)	100百万円	100.0%	リサイクル関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
アルテックエンジニアリング(株)	30百万円	55.0%	各種機械機器の据付・調整・保守サービス
アルパレット(株)	100百万円	51.0%	輸送用パレットの生産・販売および廃プラスチック類再商品化中間処理サービス
愛而泰可新材料(蘇州)有限公司	24,000千アメリカドル	100.0%	ペットボトル用プリフォームおよびプラスチックキャップの生産・販売等
愛而泰可貿易(上海)有限公司	650千アメリカドル	100.0%	各種産業機械および関連商品の仕入および販売ならびにこれらに関連するサービス
愛而泰可新材料(広州)有限公司	10,000千アメリカドル	100.0%	ペットボトル用プリフォームの生産・販売

株式の状況 (平成17年11月30日現在)

会社が発行する株式の総数 40,000,000株

発行済株式の総数 10,556,896株

(注) 発行済株式の総数は前期末比272,840株増加しております。これは、新株予約権付社債に係る新株予約権行使による普通株式の増加によるものであります。

株主数 5,613名

大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況		当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
竹内エムアンドティ株式会社	900,000	8.87	—	—
由利和久	768,676	7.58	—	—
村永八千代	387,076	3.81	—	—
リテラ・クレア証券株式会社	333,032	3.28	—	—
株式会社アルミネ	327,000	3.22	—	—
株式会社東京三菱銀行	285,840	2.81	—	—
株式会社UFJ銀行	220,080	2.17	—	—
竹内正明	164,000	1.61	—	—
東京リース株式会社	151,904	1.49	—	—
三井住友海上火災保険株式会社	136,720	1.34	—	—

(注) 1. 当社は、自己株式261,108株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行は平成18年1月1日をもって合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

新株予約権の状況 (平成17年11月30日現在)

現に発行している新株予約権

2009年6月5日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成17年6月6日発行)	
発行決議の日	平成17年5月18日 取締役会決議
新株予約権付社債の残高 (千円)	1,782,000
新株予約権の数 (個)	1,782
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株) (注) 1、2	2,230,287
新株予約権の発行価額 (円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額 (円) (注) 2	新株予約権1個あたり 1,000,000
新株予約権の行使期間 (注) 3	平成17年6月20日から平成 21年5月22日の銀行営業終 了時 (いずれもロンドン時 間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) (注) 2、4	発行価格 1株あたり799 資本組入額 1株あたり400
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の 定めにより社債と新株予約 権のうち一方のみを譲渡す ることはできない。

(注) 1. 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転 (以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。) すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る社債額面金額の総額を転換価額 (下記(注)2で定義する。) で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2. 転換価額

① 当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額 (以下「転換価額」という。) は、当初799円とする。

② 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価格} + \text{処分株式数} \times \text{処分価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価格} + \text{処分株式数} \times \text{処分価額}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。) また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション制度によるオプションの付与その他本新株予約権付社債の要項に定める

株主メモ

決算期 11月30日
定時株主総会 2月
配当受領株主 利益配当 11月30日
確定日

中間配当を実施するときの
株主確定日は、5月31日

名義書換代理人
事務取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒171-8508

(お問合せ先)
(郵便物送付先)
東京都豊島区西池袋一丁目7番7号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-707-696 (フリーダイヤル)
三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
日本経済新聞

同取次所
公告掲載紙

一定の場合には調整は行われない。

- ③ 転換価額の方修正
平成18年5月19日(以下「第一決定日」という。)および平成19年5月18日(以下「第二決定日」という。)(いずれも日本時間。以下「決定日」と総称する。)までの(いずれも同日を含む。)各10連続取引日の東京証券取引所が公表する当該普通株式の普通取引の終値の平均値で1円未満の端数を切り上げた金額が当該決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、平成18年6月5日(以下「第一効力発生日」という。)および平成19年6月4日(以下「第二効力発生日」という。)(いずれも日本時間。以下「効力発生日」と総称する。)以降、それぞれ、上記の計算方法により算出された額に下方修正される。かかる修正は、決定日(同日を含まない。)から効力発生日(同日を含む。)までの期間になされた調整(以下「中間調整」という。)に従うものとし、遡及的調整は無視するものとする(但し、これに関する当社の義務には影響を及ぼさない。)。但し、転換価額は、決定日の最低転換価額(第一決定日の転換価額の80%(上記と同様の調整に服する。以下同様とする。))をいう(1円未満は切り上げる。)。未滿に修正されることはないものとし、転換価額が最低転換価額未満に減額された場合には、転換価額は最低転換価額とする。
3. 本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時(ロンドン時間)まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。
4. 本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。
5. 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとす旨の請求があったものとみなす。

役員 (平成18年2月23日現在)

代表取締役会長	久浩博
代表取締役社長	利徳賢義
専務取締役	由田中
取締役	利徳賢義
取締役	由田中
非常勤取締役	利徳賢義
非常勤取締役	由田中
非常勤取締役	利徳賢義
非常勤取締役	由田中
非常勤取締役	利徳賢義
非常勤取締役	由田中
非常勤監査役	利徳賢義
監査役	由田中
監査役	利徳賢義
監査役	由田中

(注) 監査役今幸男および越智俊典の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

アルテック株式会社

本社：〒160-0004 東京都新宿区四谷四丁目4番地1

TEL 03-5363-0925

FAX 03-5363-0940